

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第3回宮城県岩沼警察署協議会
開催日時	令和5年10月23日（月） 午後3時50分から 午後5時20分まで
開催場所	宮城県岩沼警察署仮庁舎 大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員 出席委員～千葉玲子会長、木村將昭副会長、小林薫委員、板橋肇子委員、太田朋子委員、山口美和委員、小野寿昭委員、高橋佳代子委員、引地信佳委員</p> <p>2 警察署側 署長、副署長、会計課課長代理、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

議 事 概 要	<p>1 開会 協議会委員 9 名中 9 名の出席により、本協議会の成立を確認。</p> <p>2 報告事項等</p> <p>(1) 管内の治安情勢等について 署長から、令和 5 年（9 月末現在）における刑法犯認知件数や交通事故発生状況等の管内の治安情勢について説明がなされた。《委員からの質問なし》</p> <p>(2) 意見・要望等に対する措置結果について 交通課長から、第 2 回（7 月 26 日）協議会で、岩沼市立玉浦小学校東側の時間帯通行禁止違反の取締り要望と名取高校通学生徒の道路横断による交通渋滞の解消要望について、措置した結果を報告した。 委 員： 承知した。今後も対応をお願いしたい。</p> <p>3 協議事項等</p> <p>(1) 地域警察官の仕事について 地域課長から、地域警察官の任務、特性等について説明がなされた。《委員からの質問なし》</p> <p>(2) 速度取締り指針について 交通課長から、岩沼警察署における重点エリアの設定等について説明がなされた。 委 員： バイクの集団走行による取締りについて伺いたい。 交通課長： 通報を受けて対応したり、事前に情報提供があれば警察本部と連携し対応している。</p> <p>4 意見・要望等</p> <p>(1) 交通に関する意見等について 委 員： 自転車用ヘルメット装着率アップの施策として、報道による広報啓発が有効ではないか。 交通課長： 秋の交通安全運動でもヘルメット着用の重要性について広報活動を実施したが、今後も交通安全教育や街頭活動その他マスメディアを通じた効果的な広報啓発活動を実施する。 委 員： 取締りがないと、自動車やバイクは命を奪う凶器を運転していることを忘れがちになるので、厳しく取締りを行っていただきたい。 交通課長： 本年の交通死亡事故の半数が自車線はみ出しであり、緊張感の欠落や脇見等による漫然運転に陥り、重大事故に発展することが多いと考えられることから、指導取締りや広報啓発も含めて積極的に展開していきたい。</p> <p>(2) 広報相談に関する意見等について 委 員： 警察活動に関する広報を市の広報誌や地区の回覧</p>
---------	---

議事概要

板で目にするが、加えて地域での行事（地区総会等）に出向き広報活動をするとう効果が高まるのではないか。

警務課長： 特殊詐欺等の防犯広報や交通事故防止広報等を各地域ごとの会合や商業施設、駅前等で行われるイベント時に実施している。身近な広報としては、毎月「広報紙」を交番等で発行している。今後も地域の方々の御意見等も踏まえつつ、各課連携しより良い伝達方策を考え対応していく。

委員： ボランティアで電話相談を受けているが、岩沼市のDV相談件数は年間どのくらいか。また、他の相談窓口との連携について伺いたい。

警務課長： 令和4年中の岩沼警察署でのDV相談件数は97件、他の相談窓口との連携については、事案内容や被害者のニーズに沿って、市役所等の行政機関、消費者相談センターなどの関係機関と連携し取り組んでいる。

(3) 地域警察官の業務に関する質問等について

委員： 広報紙は毎月発行しているのか。

地域課長： 概ね毎月下旬に発行しており、管内の行政区長や町内会長を通じて各世帯へ配布したり、町内会で回覧したり、公民館やコミュニティセンターなどに掲示している。

委員： パトロールは1日に何回するのか。

地域課長： 1日の警らについては、交番駐在所ごとに回数ではなく時間数で1日の勤務計画に組み込まれるが、計画どおりに警らができるかはその日の事件事故の発生状況による。

委員： 警察官を名乗る者が訪れた時の対応について伺いたい。

地域課長： 警察官を名乗る訪問者が怪しければ、インターフォン越しに名前、所属、用件を聞いて、岩沼警察署や交番に確認する。緊急の場合は110番をする。訪問者が言った電話番号ではなく、あらかじめ控えた警察署や交番の電話番号に連絡をしてほしい。

委員： 交番駐在所員が不在時の連絡先を伺いたい。

地域課長： 交番駐在所訪問時に不在であった場合は、出入り口ドアの壁面に電話機が設置されているので、受話器を取っていただくと警察署につながる。

不在時に交番駐在所に連絡した場合も、警察署に転送されるので用件を話してもらいたい。

委員： 空き交番対策と開かれた交番駐在所づくりについて伺いたい。

議 事 概 要

地域課長： 空き交番問題は「不在時間を短くすること」と「パトロール強化をすること」の2つの要請の調整であり、開かれた交番駐在所づくりの問題は「警察官の安全確保」と「地域住民が訪れやすい交番」という2つの要請のバランス問題であると思う。今後も地域の皆様の意見を把握し、各問題の両立に向けて創意工夫と努力を重ね対応したい。

委 員： 巡回連絡はあった方がより警察官を身近に感じられるし、特殊詐欺等の犯罪の未然防止になると思う。

地域課長： 当署では主に独居高齢者や高齢者がいる世帯を優先的に訪問し、特殊詐欺被害の防犯指導を主眼とした巡回連絡を実施しており、それ以外の御家庭や事業所もできる限り訪問し、皆様に直接寄り添う巡回連絡を推進していきたいと思っている。

(4) 警察署の設置及び警察官の増員について

委 員： 名取警察署を設置していただきたい。岩沼警察署の管轄が広大ではないか。安全安心を担保する警察官の増員を願う。

警務課長： 警察署の設置や警察官の増員については、地域人口の推移、事件事故の発生状況、県下全体の治安情勢等を総合的に勘案しながら、個別、具体的に検討している。警察本部関係部門と連携し、今後の地域における治安情勢等の推移等を注視しつつ、必要な体制の整備に向けて意見発信を行う。

(5) 特殊詐欺に関する質問について

委 員： 新型コロナウイルス5類移行後の岩沼警察署管内の特殊詐欺の状況について伺いたい。

刑事課長： 5類移行後の5月から9月までの発生件数は、7件前年同期比-5件、被害額は約860万円前年同期比約+100万円の増加であった。特殊詐欺は、インターネットや電話を通じて行う詐欺であることから、新型コロナウイルスの影響はほとんど受けずに犯人らが犯行を続けている。電話やインターネットを経由したもうけ話、お金の話は詐欺だと考えていただきたい。

5 概況説明

署長から、岩沼駅前交番（仮称）の新設計画について説明がなされた。《委員からの質問なし》

6 次回の開催予定

警務課長： 次回協議会は、令和6年2月3週目から4週目に開催する。